# 参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年5月8日

福岡市福祉局障がい企画課

### 1. 公募の趣旨

本業務は、病気や障がいのため外出が困難な重度障がい者等が、自宅等でPC等を操作し、新たに開拓する就労先での業務に従事し、活躍の可能性を広げる業務である。このため、重度障がい者雇用に精通しているだけでなく、重度障がい者雇用における在宅テレワークの運用や業務開拓について熟知している必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積合わせを実施する予定である。

# 2. 請負契約等の概要

(1)業務件名

PC等を活用した重度障がい者等就労実証事業業務委託

- (2)業務内容
  - ・ P C 等を操作する就労者を募集・採用する。
  - ・就労者が業務に従事できるよう研修する。
  - ・業務先を開拓する。
  - ・就労者の業務先のシフト調整や報酬支払
  - ・実施報告書の作成
- (3)履行期間(予定)

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

#### 3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参 加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果 行うこととなった企画競争の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」

に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

### 4. 公募要件

- (1) 市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき 再生手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資 格の再認定を受けたものを除く。)でない等、経営状況が著しく不健全であると認められ ないこと。
- (3) 下記のすべてに該当すること。
  - ・福岡市内に主たる事業所を有する、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく特例子会社又は重度障がい者多数雇用事業所であること。
  - ・市内にある本店、支店及び営業所等において、次の要件を満たすこと。
    - ①障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する「障害者職業生活相談員」を4人以上選任していること(令和7年4月1日時点)。
    - ②障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)に規定する「企業在籍型職場適応援助者」(企業在籍型ジョブコーチ)を2人以上配置していること(令和7年4月1日時点)。
    - ③令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、在宅テレワークを行っていた障がい者である従業員が常時4人以上在籍し、当該従業員のうち重度障がい者である者が2人以上であったこと。

### 5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間等
  - 配布期間

令和7年5月8日(木)から令和7年5月22日(木)まで(閉庁日を除く。)

- ② 配布場所 福岡市ホームページに掲載
- ③ 配布書類

公募説明書、仕様書、参加意思確認書

- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法
  - ① 提出期間

令和7年5月9日 (金) から令和7年5月22日 (木) まで (閉庁日を除く。) の9時から17時まで

② 提出場所

福岡市福祉局障がい者部障がい企画課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所12階

電話 092-711-4248

担当 田中

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に委託契約の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参、もしくは、配達記録が残る 方法で郵送(必着)すること。

# (3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果通知を送付する。
- ③ ②の通知で、委託契約の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした 日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、委託契約の 履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
- ④ 提出された申請内容、個人情報等は「PC等を活用した重度障がい者等就労実証事業業務委託」に係る確認公募以外の目的では使用いたしません。個人情報の取り扱いには十分に注意し、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令を遵守し、厳重に管理いたします。

ただし、提出された手帳の情報を基に、雇用状況を確認する場合があります。

6. 問い合わせ先

福岡市福祉局障がい者部障がい企画課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所12階

電話 092-711-4248

メール s-kikaku. PWB@city. fukuoka. lg. jp

担当 田中

- 7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の見積合わせを中止する場合がある。
- 8. その他詳細は公募説明書による。